規則

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月二十九日

人事院規則八―一八―三二

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（採用試験の区分） **第四条**　前条第一項及び第二項並びに第三項第二号から第五号まで、第八号、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。 ２・３　（略） **別表第一**　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係） 採用試験の種類ごとの名称 ／ 区分試験 ／ 区分試験の対象となる官職 （略） ／ （略） ／ （略） 入国警備官採用試験 ／ 警備官 ／ 対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職 警備官（社会人） ／ （略） ／ （略） 国税専門官採用試験 ／ 国税専門Ａ ／ 一　対象官職等政令第一条第二項第七号に規定する官職のうち、次号に掲げる官職を除く全ての官職 国税専門Ｂ ／ （略） ／ （略） 二　対象官職等政令第一条第二項第七号に規定する官職のうち、主として情報処理に関して必要な知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職 （略） ／ （略） ／ （略） **別表第二**　採用試験の試験種目（第六条関係） 採用試験の種類ごとの名称 ／ 区分試験 ／ 試験種目 （略） ／ （略） ／ （略） 国税専門官採用試験 ／ 全ての区分試験 ／ （略） （略） ／ （略） ／ （略）	（採用試験の区分） **第四条**　前条第一項及び第二項並びに第三項第二号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。 ２・３　（略） **別表第一**　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係） 採用試験の種類ごとの名称 ／ 区分試験 ／ 区分試験の対象となる官職 （略） ／ （略） ／ （略） 入国警備官採用試験 ／ 警備官 ／ 対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職 警備官（社会人） ／ （略） ／ （略） **別表第二**　採用試験の試験種目（第六条関係） 採用試験の種類ごとの名称 ／ 区分試験 ／ 試験種目 （略） ／ （略） ／ （略） 国税専門官採用試験 ／ （新設） ／ （略） （略） ／ （略） ／ （略）